

第8号様式（第27条関係）

大磯町監査公表4号

監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので次のとおり公表する。

平成27年7月15日

大磯町監査委員	高野澤 均
同	竹内 恵美子

監査結果報告書

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査年月日

平成 27 年 7 月 3 日（金）

3. 監査対象の課等

政策総務部税務課

4. 監査の期間、範囲、事務

①平成 26 年度に係る事業の執行及び財務に関する事務の執行について

②監査重点事項は、平成 27 年度大磯町監査方針による

③その他

5. 所掌事務の概要

町税の賦課、固定資産の評価・賦課、町税等の徴収及び収納、課税資料の調査、課税台帳の整備等に関する事務を行っている。

（根拠規定：大磯町事務分掌等に関する規則第 3 条）

6. 監査結果概要

平成 26 年度に係る事業及び財務に関する事務の執行について監査した結果、概ね適正に執行されているものと認められた。

要望事項については、以下のとおりである。

① 収納事務について

- ・口座振替を軸にしつつ、コンビニ収納の活用や新たな徴収方法の研究に努められたい。
- ・一昨年発足した大磯町町税等徴収対策会議及び大磯町町税等収納金滞納整理研究部会の活動を実効あるものとし、関係各課と連携し、収納対策は全庁的な体制で取り組まれるようにされたい。